明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

日高村営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　日高村に代わって村営住宅及び共同施設（以下「村営住宅等」という。）の管理を行う者
高知県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う村営住宅等
日高村営住宅の設置及び管理に関する規則（昭和四十二年二月二十七日規則第一号）別表に掲げる村営住宅のうち西ノ越住宅、国岡団地A棟、国岡団地B棟、馬越団地及び夢団地

三　一で定める者が行う村営住宅等の管理の内容
(一)　公営住宅法第四十七条第三項各号（第四号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる業務
(二)　村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(一)に掲げる業務に付随する業務

四　一で定める者が村営住宅等の管理を行う期間
平成二十六年四月一日から
平成二十七年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日
高知市九反田四番一〇―四〇一号
高知県住宅供給公社
理事長　奴田原　稔

佐伯市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　佐伯市に代わって佐伯市営住宅及び共同施設（以下「佐伯市営住宅等」という。）の管理を行う者の名称
大分県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う佐伯市営住宅等の名称
佐伯市市営住宅条例（平成十七年佐伯市条例第三百三十一号）別表第一に規定する佐伯市営住宅等

三　一で定める者が行う佐伯市営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて佐伯市営住宅等の管理を行うこと
ロ　イに付随する業務

四　一で定める者が佐伯市営住宅等の管理を行う期間
平成二十六年四月一日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日
大分市城崎町二丁目三番三二号
大分県住宅供給公社
理事長　緒方　浩史

竹田市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　竹田市に代わって竹田市営住宅及び共同施設（以下「竹田市営住宅等」という。）の管理を行う者の名称
大分県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う竹田市営住宅等の名称
竹田市市営住宅条例（平成十七年竹田市条例第二百三十九号）別表に規定する竹田市営住宅等

三　一で定める者が行う竹田市営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて竹田市営住宅等の管理を行うこと
ロ　イに付随する業務

四　一で定める者が竹田市営住宅等の管理を行う期間
平成二十六年四月一日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日
大分市城崎町二丁目三番三二号
大分県住宅供給公社
理事長　緒方　浩史

豊後大野市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　豊後大野市に代わって豊後大野市営住宅及び共同施設（以下「豊後大野市営住宅等」という。）の管理を行う者の名称
大分県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う豊後大野市営住宅等の名称
豊後大野市営住宅条例（平成十九年豊後大野市条例第十七号）別表に規定する豊後大野市営住宅等

三　一で定める者が行う豊後大野市営住宅等の管理の内容
イ　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて豊後大野市営住宅等の管理を行うこと
ロ　イに付随する業務

四　一で定める者が豊後大野市営住宅等の管理を行う期間
平成二十六年四月一日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成二十六年三月二十八日
大分市城崎町二丁目三番三二号
大分県住宅供給公社
理事長　緒方　浩史

訂正公告

平成二十六年三月二十四日（号外第六十二号）掲載の第十一期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額が「(191,117)」とあるは「(15,503)」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年三月二十八日
群馬県前橋市力丸町九〇〇―一
株式会社清和コーポレーション
代表取締役　植木　康夫

訂正公告

平成二十五年十二月十八日（号外第二七六号）掲載の被相続人亡河野春繁、相続財産管理人弁護士後藤英恵に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、相続財産管理人の住所が「山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号清水毅法律事務所」とあるは「山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号内外ビル三階清水毅法律事務所」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年三月二十八日
山梨県甲府市中央一丁目七番一〇号
内外ビル三階清水毅法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　英恵

官報定価改定のお知らせ

日ごろ、官報を御購読いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、四月から実施される消費税率八％への引上げに伴い、官報の定価について、消費税相当分を転嫁させていただくことになりました。

転嫁後は、左記のとおり消費税込みの定価に改め、平成二十六年四月一日発行分から適用いたしますので、御了承下さい。

官報発行に当たりましては、法令公布・広報・公告などの使命を十分果たすべく、一層の努力をしてまいりますので、何とぞ御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

◎官報定期（一か月・一部）　一、六四一円（本体一、五二〇円）
◎官報部売り（一部・三十二ページまで）　一四〇円（本体　一三〇円）
◎国会会議録（一部・三十二ページまで）　一〇八円（本体　一〇〇円）
〇官報部売り及び国会会議録については、三十二ページを超えるごとに、それぞれ一四〇円及び一〇八円を加算します。
〇いずれも、配達料は定価とは別料金となります。

平成二十六年三月二十八日

独立行政法人国立印刷局

◉号外　三月二十八日付第六七号一府調達第五七号四八ページ　七六ページ●同日付第六八号一二八ページ●同日付政

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）